

# 役員等報酬及び費用弁償規程

## (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人 長生福祉会（以下「法人」という。）の定款第9条及び第23条の規定に基づき、役員報酬総額の範囲と役員（理事・監事）及び評議員（以下「役員等」という。）の報酬及び費用弁償に関し必要な事項を定めることを目的とする。

## (定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 報酬等とは、報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称の如何を問わない。また、費用とは明確に区分されるものとする。

(2) 費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費を含む）及び手数料等の経費をいい、報酬等とは明確に区分されるものとする。

## (報酬等の支給)

第3条 法人の役員等に対して、報酬を支給する。但し、役員等が職員であって給与が支給されている場合は、これを支給しない。

2 前項の報酬総額の範囲及び報酬の額は、下記の通りとする。

理事報酬総額 1,500万円まで

監事報酬総額 0円

理事長 月額 125万円

理事・監事 月額 0円

3 評議員の報酬については定款第9条で定める通りとする。

## (支給日)

第4条 役員等の報酬は、毎月25日（支給日が金融機関休業日の場合は、前営業日）に支払う。

## (費用弁償)

第5条 役員等が、理事会、評議員会またはその他の会議に出席するため、あるいは法人業務のために出張をした場合に要した費用を弁償する。

2 費用弁償額は、役員等の居住地から計算し、職員の社会福祉法人長生

福社会旅費規程に準じて出張旅費を支給する。

- 3 役員等が職務の遂行に当たって旅費以外の費用（参加費・資料代等）を要するときは、実費を別途支給することができる。

**（公 表）**

第6条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

**（改 正）**

第7条 この規程の改正については、理事会の承認及び評議員会の決議を要する。

**附 則**

この規程は、平成31年3月27日から施行する。